

東京商工会議所品川支部設立50周年記念事業キャッチコピー募集要項

【趣旨】

東京商工会議所品川支部は1974年の設立以来、品川の事業所の発展と地域産業の活性化に資するため、地域事業者への経営支援やまちづくり・観光振興に取り組んできました。

設立50周年を迎え、各種記念事業を実施するにあたり、設立50周年記念事業で使用するキャッチコピーを広く募集します。

【目的】

設立50周年記念事業を広くPRするツールとして活用するために募集します。

【募集内容】

設立50周年記念事業実施にあたり、東京商工会議所品川支部の先人が築き上げた伝統を受け継ぐとともに、新たな歴史を創るためのキャッチコピー。東京商工会議所品川支部を身近に感じ、地域と地域経済を支える経営者・事業所のパートナーであることをイメージできるもの。

※ キャッチコピーは20文字程度を想定

※ 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字が使用可能。

※ 参考：東京商工会議所について

URL：<https://www.tokyo-cci.or.jp/about/index.html>

東京商工会議所品川支部について

URL：<https://www.tokyo-cci.or.jp/shinagawa/>

【応募方法】

- ・応募はFAX、電子メール、WEBフォームのいずれかよりお願いします。
- ・所定の応募用紙またはWEBフォームに必要事項をご記入の上お申し込みください。

【募集期間】

2023年5月30日（火）～7月31日（月）

【賞】

入賞5名以内：1万円（区内共通商品券）×5名以内

【使途】

東京商工会議所品川支部設立50周年に関わる記念事業やPR活動にて使用

- ※ キャッチコピー決定後、キャッチコピーのイメージに合うロゴマークを作成し、併せて使用する可能性がある

【応募資格】

品川区に在住又は在勤、在学の個人・団体（プロ、アマ、年齢を問わず誰でも参加可能）

【その他留意事項】

- (1) 応募された作品の著作権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、東京商工会議所品川支部に帰属するものとします。またその使用に関して著作者は著作者人格権を行使行使できないものとします。
- (2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品にてご応募ください。
- (3) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (4) 応募、提出いただいたデータ、書類は返却しません。
- (5) 応募作品は提出後に修正することはできません。
- (6) 受付通知及び不採用通知は行いません。また、選考過程のお問い合わせに対応しかねますのでご了承ください。
- (7) 応募に際してご提出いただいた書類は、厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。これらに記載されている個人情報には正当な理由なく第三者へ開示することはありません。
- (8) 未成年の方については、受賞した場合に親権者の同意が必要となります。
- (9) 郵便や電子申請システムの事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品が開けない等の問題が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。
- (10) 他の自治体・企業・団体等が募集するキャッチコピーへの二重応募は認められません。
- (11) 応募作品が既発表作品と同一、酷似している場合、または第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）、本募集要項に反している場合は、受賞結果発表後であっても受賞を取り消すことがあります。
- (12) 応募作品については、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。東京商工会議所品川支部では一切の責任を負いかねます。
なお、応募作品に関連して、東京商工会議所品川支部が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (13) 実際に使用するキャッチコピーは入賞作品の中から修正、もしくは複数の作品を組み合わせる場合があります。その際は入賞者に確認することなく、東京商工会議所品川支部の判断にて行います。入賞者には実際に使用するキャッチコピーについて決定後にご連絡します。また、ロゴマークの作成について、入賞者への連絡、確認は行わず、東京商工会議所品川支部にて作成します。
- (14) 本規定に取り決めのない事項については、主催者の判断により決定します。
- (15) 応募の時点で、この応募要項の記載事項に同意したものとします。

【応募先・問い合わせ先】 東京商工会議所品川支部 Tel：03-5498-6211